

## 令和元年度補助金モニタリングシート

## 1 補助金等の概要

部 課 名	教育部図書館								
予 算 科 目	款	項	目	大 事 業	大 事 業 名 称				
	10	04	02	007	子ども読書活動推進事業				
	中事業	中事業名称			節	細 節	細々節	細々節名称	
	01	子ども読書活動推進事業			19	03	01	東久留米地域文庫親子読書連絡会補助金	
補助金等の名称	東久留米地域文庫親子読書連絡会補助金								
補助金等の区分	行政補完的補助金	○	政策的補助金		その他		交付開始年度	昭和46	年度
補助金等の形態	個人補助		事業補助		団体運営補助	○	その他		
支出先名称	東久留米地域文庫親子読書連絡会								
会 計 年 度	(予算・決算)額	財源内訳							
		特定財源				一般財源			
		国庫支出金	都支出金	その他	特財に伴う一般財源	一般財源			
令和元年度	90								90
平成30年度	90								90
根拠法令等（名称及び条文の抜粋）									
法 令 等									
市条例・要綱等	東久留米地域文庫親子読書連絡会補助金交付要綱								
目的及び効果	次世代を担う子どもたちの豊かな心を育むため、子どもの読書活動を推進する。								

## 2 共通業務運用指針に示す既存補助金制度の見直しに関する事項

補助金等の支出が客観的に見て公益上妥当でない	はい		いいえ	○
社会背景等の変化により、補助対象となっている事業が市の役割や守備範囲を越えてしまっている	はい		いいえ	○
支出の根拠が明確でない	はい		いいえ	○
補助対象事業がすでに当該団体の事務として同化・定着している（注）	はい	○	いいえ	
類似の事業が民間等で行われている	はい	○	いいえ	
交付の期間が継続して3年以上である（注）	はい	○	いいえ	
国・東京都等の制度に連動した補助金制度で、終期をその基となる制度に合わせていない	はい		いいえ	

注：複数の団体が存在する場合、1団体でも該当があれば「はい」の扱いにしている。

## 3 業務委託について

業務委託の可能性	有り	
	無し	○

## 4 所管課所見欄

上記2及び3に対する所管課見解
子ども読書活動については「東久留米市子ども読書活動推進計画」や「今後の東久留米市立図書館の運営方針」において、子ども読書活動を実施している団体や個人ボランティアをネットワーク化し、活動の担い手を育成する「子ども読書応援団」の構築や「子ども読書応援団」事業の発展等、市民グループの自立した活動との協働が示されている。補助金のあり方については、事業の進捗や内容等について経過を見ていく必要がある。
令和2年度以降の方向性
子ども読書活動自体は図書館がマネジメントすべき事業であり、中心となって取り組む必要がある。一方、「子ども読書応援団」が活動を開始しており、読み聞かせや学校訪問等の担い手については、さまざまな方向性が考えられるため、補助金以外の対応について検討していく。